

## 第20回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年2月4日 午後1時30分～午後3時18分

場 所 中央公民館 視聴覚室

出欠者 出席者 16名 欠席者 0名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第1号 農地法第18条の規定による合意解約について

報告 第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
解約について

議案 第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権  
移転について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
移転について

議案 第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
変更について

議案 第4号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権  
設定について

議案 第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第6号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案 第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第8号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更  
について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（16名）

1番	吉田 孝行	2番	中村 伸秀
3番	松永 博視	4番	岡本 義照
5番	近藤 茂	6番	井寺 知江子
7番	成清 輝美	8番	角 豊明

9 番	中村 浩章	10 番	北原 良輝
11 番	城戸 慎吾	12 番	溝口 弘之
13 番	城戸 孝行	14 番	富安 春二
15 番	古賀 重満	16 番	坂本 好教

本会議に欠席した農業委員 (0 名)

#### 会議に出席した事務局職員

事務局長 田 中 幸 裕  
課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後 1 時 30 分 開会

#### ○事務局

みなさんこんにちは。もうすぐ総会のほう始めさせていただきますので、携帯電話の方はマナーモードにさせていただきますようによろしくお願いいたします。それとお配りしている資料の中で差し替えを一部置かせていただいております。議案書の 6 ページになります。議案第 3 号の面積が間違っておりまして差し替えのほうよろしくお願いいたしますと思います。

#### ○議 長

改めまして皆さんこんにちは。コロナがですね、非常に多くなっておりまして心配ですので局長に聞きましたけれども中止したらいかんらしいので開催させていただきました。くれぐれも皆さん特に筑後市は多いようですので用心していただくようお願いいたします。それでは始めさせていただきます。ただ今から、第 20 回農業委員会総会を始めさせていただきます。先ほども言いましたように新型コロナの感染防止対策としまして、今回も、できるだけ短時間での総会となるよう、事務局からの説明は簡潔にお願いします。また、発言される委員さんは、議長の許可を得てから、議案の審議に必要なものを、簡潔にお願いし、議案の審議に影響のないご質問につきましては、最後の協議事項の際にお願いをいたします。本日の総会は、報告事項が 2 件、議案が 8 件でございます。慎重なるご審議と、円滑な会議の進行にご協力をお願いいたしま

す。

次に、議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には、11番の城戸慎吾委員、12番の溝口弘之委員をお願いをいたします。

それでは、報告事項に入ります。報告第1号及び第2号について、事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、それでは私のほうから説明をさせていただきます。議案書の1ページをお願いいたします。

---

#### 報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約について

でございます。

---

農地法の解約は1件でございます。大字前津の田2筆で、後ほど5条の転用で付議いたしますための使用貸借の解約でございます。

続きまして、議案書の2ページをお願いいたします。

---

#### 報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について

でございます。

---

第1項は、貸人の都合による解約で、どうやら農地の処分を計画されているとのことでの解約でございます。第2項及び3ページの第3項はこの後の転用のための解約でございます。第4項につきましては、耕作者の体調不良のため解約をしたいということ、第5項につきましては借人が施設栽培をやめられる、ここでの栽培をやめられるということでの解約でございます。報告の説明は以上でございます。

#### ○議長

何かありますか。

【質問なし】

ありがとうございました。それでは報告事項を終わります。

次に、議案第1号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、それでは議案書の4ページをお願いいたします。

---

**議案第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について**  
でございます。

---

第1項、所在、井田、地目、田2筆、面積計の8,875㎡、渡人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、受人、井田の\_\_\_\_\_さん。利用目的、普通作、売買価格は総額で\_\_万円、本件は、昨年12月総会で推進機構に所有権移転された農地でございます。引渡し日は令和3年11月にあっせん登録をされた方でございます。引渡し日は令和4年2月25日とされてございます。説明は以上でございます。

**○議長**

それでは説明が終わりました。議案第1号について質問のある方どうぞお願いいたします。

**【質問なし】**

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第1号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第2号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

はい、5ページをお願いいたします。

---

**議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権移転について**  
でございます。

---

権利種別、貸借権移転、第1項、所在、水田、地目、田1筆、面積2,631㎡、貸人は、熊本市の\_\_\_\_\_さん、借人は、大字尾島の\_\_\_\_\_さんでございます。こちらは備考欄に記載しております方から利用権を移転されるもので、他の条件は今までと同じでございます。説明は以上でございます。

**○議長**

説明が終了しました。議案第2号について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第2号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第3号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

こちらの方は、本日お配りいたしました議案書の6ページになります。よろしくお願ひいたします。

---

**議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権変更について**  
でございます。

---

権利種別、貸借権変更、第1項、所在、水田の田4筆でございますが、苺ハウス部分まで利用権設定をされてしまっておりましたため、備考欄の面積に変更され、苺のハウス以外の普通田の方だけをですね、設定されるように変更されるものでございます。説明は以上でございます。

#### ○議長

説明は終了しました、議案第3号について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第3号について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第4号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

議案書の7ページをお願いいたします。

---

**議案第4号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について**

でございます。

---

利用権の設定は借り人で3件でございますが、第1項のみ説明させていただきます。権利種別、貸借権設定、第1項、所在、大字蔵数、地目、畑、6筆、面積計で6,623㎡、利用権は賃貸借、貸人は蔵数の\_\_\_\_\_さん、借り人は大字前津の\_\_\_\_\_さん、利用目的はお茶で期間は約5年間の再設定でございます。続きまして集計の説明をさせていただきます。議案書は9ページをお願いいたします。括弧書きの中間管理事業につきましては今回ございません。左上の総計でございます。田3件、面積9,149㎡、畑2件、面積6,623㎡、合計の5件、面積15,772㎡でございます。新規・再設定別では、新規が3件、再設定が2件、通年・期間借地の別では、全て通年の5件でございます。小作料納入別では金納が4件、使用貸借が1件でございます。貸借期間別でございます。6年が2件、10年が2件、15年が1件でございます。議案第4号の説明は以上でございます。

#### ○議長

説明が終了いたしました。議案第4号について、質問のある方どうぞお願いいたします。どうぞ。

#### ○委員(13番)

1項のですねお茶畑の賃借の分ですけど、元の組合長のお茶畑なんですけど、これにあがっている分と他に、荒れ地になっているところがあるんですよ。2mとかなってですね。それで事務局のほうにいつ確認をお願いしますということだったんで、それで確認をしたいと思えますのでよろしくお願いします。

#### ○事務局

はい、後からお伺いいたしますのでよろしく申し上げます。

#### ○議長

後で伺うということでよろしく申し上げます。(はい。)他にございませんか。

【質問なし】

他にないようですので採決をとります。

議案第4号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第5号を提案いたします。本日の農地法3条の案件は1件でございます。それでは、第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案書は10ページをお願いいたします。

---

**議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について**

でございます。

---

第1項、契約、売買、所在、井田、地目、畑1筆、面積86㎡、渡人、福岡市の\_\_\_\_さん、受人、久留米市の\_\_\_\_さん、申請事由は渡人の希望でございまして、作物は路地野菜でございます。こちら受人の経営面積は0㎡でございますが、備考欄にあります空家に付属した農地でございまして、先月の総会で下限面積を1㎡に引き下げた農地でございます。隣接する宅地と一緒に購入され、農政区としては井田上に入られるということでございます。売買価格は総額で\_\_\_\_万円でございます。事務局からの説明は以上でございます。

○議長

それでは第1項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長

説明も終わりましたので、第1項について、質問のある方どうぞお願いをいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので、採決をとります。第1項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、議案第6号、農地法第4条の転用でございます。本日の案件は2件でございます。第1項について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。議案書の11ページをご覧ください。

---

#### 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

でございます。

---

第1項、所在、羽犬塚、地目、畑、1筆、面積1,232㎡、申請人は、筑後市羽犬塚の\_\_\_\_\_さん、申請事由は共同住宅建設となっています。場所の確認をお願いします。地図の1ページです。(地図により位置説明)共同住宅2棟12戸の計画で、面積は346.31㎡となっています。こちらの農地は用途地域で第3種農地となり原則許可となっております。説明は以上です。

#### ○議長

次に担当委員の説明をお願いいたします。

#### ○担当委員

はい。ただ今事務局の説明どおりであります。地図は1ページに載っております。審議方よろしく申し上げます。

#### ○議長

それでは説明が終わりましたので、質問のある方はどうぞお願いをいたします。

#### 【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。議案第6号第1項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

#### 【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局

はい、第2項、所在、野町及び上北島、地目、田、5筆、面積1,753㎡、申請人は筑後市野町の\_\_\_\_\_さん、申請事由は共同住宅建設となっています。場所の確認をお願いします。地図の2ページをお願いします。(地図により位置説明)共同住宅2棟18戸の計画で、面積は531.68㎡となっています。こちらの農地は用途地域で第3種農地となり原則許可となっています。説明は以上です。

○議 長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。ただ今事務局より説明のあったとおりでございます。地図は2ページに載っております。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。議案第6号第2項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第7号、農地法第5条の転用でございます。本日の案件は6件でございます。それでは第1項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。第1項は議案書12ページから15ページとちょっと多いですけども、そちらの方をご覧下さい。

---

**議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について**

でございます。

---

第1項、契約、売買、所在、前津、地目、田、23筆、畑、13筆、その他、樹園地ですね、が14筆、合計50筆、面積合計が22,329㎡、渡人は、筑後市前津の\_\_\_\_さん他41名、受人は八女市今福の\_\_\_\_株式会社代表取締役\_\_\_\_さん、申請事由は、物流倉庫、事務所、整備工場建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の3ページをご覧下さい。(地図により位置説明) 事業拡張及び本社移転されることにより今回の申請に至ったものです。令和3年12月27日農振除外が完了しており、一体利用地として雑種地、緑色のところですね、が895㎡、道路・水路、ピンク色と農地の間にある道路等が1,670.19㎡となっております。計画では車両

の出入口は国道側からとなっております。事務所が1棟585㎡、物流倉庫が9棟12,208.5㎡、整備工場が1棟270㎡の合計13,063.50㎡の計画となっております。本社移転にあたりまして現在の本社は八女営業所となり、長浜の筑後物流センターは事務職員、乗務員ともに規模縮小、広川営業所は廃止予定の計画となっております。本社移転に伴う本社の職員及び車両の配置数は、事務職員、乗務員、車両ともに増える計画となっております。こちらの農地区分は市街化が進んでいる地域で、長浜の用途地域に近接することもありまして、第2種農地と判断しております。土地の総額は約\_\_万円、坪単価の約\_\_万円です。こちらの方ですね3,000㎡以上で開発行為ですので、許可は開発と同時許可ということになります。それと事業計画では、許可後に造成工事に着工され、建設工事は令和4年9月着工、営業開始は令和5年4月の予定となっております。なお、1筆だけ南側に申請地外の農地がありますが、ちょっと相続の関係で協議が整わず、現在も交渉中ですけれども、今回はその1筆を外したところで申請となっております。この農地は現況としては休耕地で、耕作を再開されても、進入路及び水路はきちんと確保・整備されておりますので、営農には支障はないと考えております。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

はい、今地図の赤い部分の説明がなかったんですが、これをちょっと説明してからの方がよいかと。

○議長

それがいいですね、はい。

○事務局

はい、赤い部分のところが道路とかの協力地とかの、ということになっております。道路とかはですね、その他の道路はちょっと農地の間に入っているところも含めたところですね、になっておりますので、こちらの赤色の部分は先ほど協力地とか道路の部分とかになります。

○議長

担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

ただ今事務局の説明どおりであります。地図は3ページについております。審議のほうよろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、質問のある方はどうぞお願いいたします。どうぞ。

○委員(4番)

青は、いや緑色はどげんなるとね。

○事務局

緑が雑種地になっておりましてですね、はい、ここも併せて一体利用地でございます。

○委員(4番)

ここも出来るわけ。

○事務局

すいません、ちょっと12ページに書いている分がございます。12ページの備考欄のところですね、一体利用地として2種類書いてるんですけども、雑種地895㎡がございます。これが地図で緑色で記している2箇所の部分の合計でございます。これは何かというと農業用施設用地だったためですね、農地転用は農業用施設にされる時にもう済んでいるものですが、農振は黄地になつた所、農振が外れた時点で農地法の制限は既に無くなっているところになります。そういったことで元々雑種地なので現場としては使われますけれども、農地法の適用は受けないという部分になります。それともう一つがちょっと赤っぽい色で塗っております道路・水路の部分でございますけれども、一体利用地として12ページには1,670.19㎡と書いております。これは道路部分、水路部分も取り込んだ工事をされまして、道路はセットバックしたり付け替えたり、水路もそういったようにですね、機能はちゃんと確保しつつ作り替えたりされますので、工事の対象にはなるけれども農地法の適用はないところといったような意味で、一体利用地として書かせてもらっています。道の幅とかを広げたり、周りの環境もちゃんと考慮してするためにこういったような形をとられるという計画でございます。

○委員(4番)

それからもう一点。(どうぞ。)この、緑色の部分については、これは金額はこの金

額のなかに入っているんですか。

○事務局

入っています。(いいですよ。)

○議 長

他にございませんか。どうぞ。

○委 員 (1 番)

ちょっと確認なんですけど、この圃場の、要は\_\_\_\_\_の南側の道路ですね、途中まで。東の方は当然あの買収用地になつとるとでしょ、これは。西から東に入っていく\_\_\_\_\_までの道路ちゅうのは入っていないちゅうことは残るちゅうことですよね。

○事務局

残る。

○議 長

いいですか。

○委 員 (1 番)

地元の人が大変やろうち思たけん確認だけです。

○議 長

残るということで。他にございませんか。

○委 員 (1 番)

もう一点いいですか。(はい、どうぞ。) さっき説明があった時、事務局が移転されるちゅうことなんですけど、今長浜にあるとですよ。

○事務局

八女にあります。八女が本社。

○議 長

いいですか。他にございませんか。(すいません、何回も) どうぞ。

○委 員 (4 番)

ここは、南の道路は市道ですか、農道じゃなかとでしょ。

○事務局

市道になります。

○委 員 (4 番)

はい、いいですよ。

○議 長

他にございませんか。ものすごい広い面積なんで何かありましたら。  
ないですね。

【質問なし】

では、質問もないようでございますので採決をとります。議案第7号第1項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案書15ページの下段をご覧ください。第2項、契約、売買、所在、前津、地目、畑、1筆、面積335㎡、渡人、筑後市長浜の\_\_\_\_\_さん、同じく東区の\_\_\_\_\_さん、みやま市の\_\_\_\_\_さんそれぞれ持分は1/3でございます。受人は久留米市城島町の\_\_\_\_\_さん持分が7/10、同じく久留米市城島町の\_\_\_\_\_さん持分3/10、\_\_\_\_さんところはご夫婦でございます。申請事由は自己住宅建設という計画となっております。場所の確認をお願いします。地図の4ページをご覧ください。(地図により位置説明)この農地は市街地化が進み、広がりが10ha未満の農地で第2種農地と判断しておりまして、集落接続により許可可能の農地になります。住宅の面積は121.73㎡で、一体利用地として緑色のところですね、進入路及び宅地131.05㎡となっております。土地の売買価格は宅地まであわせまして、総額の\_\_\_\_\_万円、坪単価の\_\_\_\_\_円となっております。説明は以上です。

○議 長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今事務局の説明どおりでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第2項について質問のある方はどうぞお願いいたします。どうぞ。

○委 員 (13番)

受人のほうですね、今夫婦ち言わはったですかね。住所がこう違ごとったけんですね。

○事務局

はい、たまたまですね、ちょっと別のアパートに住んであるということをお伺いしています。同じ会社にお勤めだそうです。ご夫婦ということは確認しました。

○議長

他にございませんか。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。議案第7号第2項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書16ページをご覧ください。第3項、契約、売買、所在、水田、地目、畑、2筆、面積、合計1,381㎡、渡人、筑後市水田の\_\_\_\_\_さん、受人は筑後市野町の\_\_\_\_\_さん、申請事由は、貸家、貸駐車場、貸コンテナとなっております。場所の確認をお願いします。地図の5ページになります。(地図により位置説明)貸家が2戸、貸駐車場が6台分、貸コンテナが6個という計画となっております。こちらの農地区分は市街化が進みまして、広がり10ha未満の農地で第2種農地と判断しております。近隣に集落があり、集落接続することで貸家と貸駐車場、貸コンテナの建設、設置が可能となっております。面積は、貸家が177.2㎡、コンテナが6個合計100.24㎡の合計272.44㎡となっております。土地代は\_\_\_\_\_円、坪単価の約\_\_\_\_\_円となっております。説明は以上でございます。

○議長

それでは担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

ただ今事務局より説明があったとおりでございます。地図は5ページ載っておるのでよろしく、審議の方よろしくをお願いします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第3項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。(いいですか。)どうぞ。

○委員(11番)

貸家っていうのは1戸っていうことですか。

○事務局

すいません、貸家は2戸でございます。

○委員(11番)

共同住宅じゃなくて2戸、1戸建てが2戸。

○事務局

そうです、1戸建てが2軒、ちょうどこの地図で言いますと、一番下側、南側の方に設置される、建設される予定でございます。

○議長

いいですか。(はい。)他にございませんか。

【質問なし】

それでは質問もないようでございますので採決をとります。議案第7号第3項について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第4項、契約、贈与、所在、津島、地目、田、1筆、面積297㎡、渡人、筑後市津島の\_\_\_\_\_さん、受人、筑後市和泉の\_\_\_\_\_さん、申請事由は自己住宅建設という計画となっております。場所の確認をお願いします。地図の6ページでございます。

(地図により位置説明)面積は123.74㎡の計画となっております。こちらの農地区分はJR筑後船小屋駅からちょうど、だいたい500mのところにあります、駅からおおむね500m以内の農地は第2種農地ということになります。また、こちらはですね令和3年12月27日に申請農地の297㎡について農振除外が完了しており、集落に接続するため許可可能となっております。\_\_\_\_\_さんと\_\_\_\_\_さんは祖父と孫の関係でございます。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

事務局の説明どおりでございます。地図は6ページです。審議のほどよろしくお願  
いいたします。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第4項について質問のある方はどうぞお願いを  
いたします。

【質問なし】

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第7号第4項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第5項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第5項、契約、売買、所在、常用、地目、畑、1筆、面積221㎡、渡人は筑  
後市常用の\_\_\_\_\_さん、受人は筑後市常用の農事組合法人\_\_\_\_\_、申請事由は農  
業用倉庫という計画となっております。場所の確認をお願いします。地図の7ペー  
ジでございます。(地図により位置説明)申請地の東側には、法人\_\_\_\_\_さんの農業用  
倉庫があります。今回、この既存の倉庫が手狭になったことから新たに農業用倉庫を  
建設するものです。こちらの農地区分は第1種農地で、いわゆる青地から黄地へです  
ね、令和3年9月22日に用途区分の変更をされたところになります。面積は113.4  
㎡で、土地の総額は\_\_\_\_\_円、坪単価の約\_\_\_\_万円です。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

内容については今事務局から説明のあったとおりです。地図については7ページと  
いうことをご参照下さい。審議方よろしく申し上げます。

○議 長

それでは説明が終わりましたので、第5項について質問のある方はどうぞお願いを

いたします。

**【質問なし】**

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第7号第5項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第6項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

**○事務局**

はい、第6項、契約、使用貸借、所在、下妻、地目、田、1筆、面積595㎡、貸人、筑後市下妻の\_\_\_\_\_さん、借人、同じく下妻の\_\_\_\_\_さん、申請事由は自己住宅建設という計画となっております。場所の確認をお願いします。地図の8ページをご覧ください。(地図により位置説明)自己住宅で建物の面積は110.97㎡の計画となっております。こちらの農地区分は北側に広がりのある農地で第1種農地になりますが、近隣に集落があり、集落接続により第1種農地の例外規定に該当するため許可可能となります。\_\_\_\_\_さん、\_\_\_\_さんは親子で、使用貸借の期間は30年となっております。説明は以上です。

**○議長**

次に、担当委員の説明をお願いします。

**○担当委員**

はい、内容については今事務局から説明のあったとおりです。地図については8ページでございます。審議方よろしくをお願いします。

**○議長**

それでは説明が終わりましたので、第6項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

**【質問なし】**

質問もないようでございますので採決をとります。

議案第7号第6項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【賛成者挙手】**

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第8号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

それでは、議案書の17ページをお願いいたします。

---

### 議案第8号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更したいとして、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づき、筑後市長西田正治より本委員会の意見を求められたので付議する。

令和4年2月4日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

---

こちらのほうでございますが、別冊に基本構想の案をお配りさせていただいておったと思います。これともう一枚、一枚物ですね、A4一枚裏表ですね、構想の見直しについてという資料があるかと思います。こちらのほうで説明をですね進めさせていただきますけれども、内容につきましては農業経営基盤強化の促進に関するものということで、議案の中で農業経営基盤強化促進法とか、利用権設定も含めましてちょこちょこ出てきますけれども、そのベースとなるですね筑後市の構想でございます。この構想につきましては平成26年にですね、元々定めたもので今運用している訳ですけど、4月より新しい構想をですね、に改めたいということで意見照会が来ておりますので、その分についてご審議願うものとなっております。内容につきましては農業委員会の事務局でもあり農政課の構想の担当係長の荒谷のほうからですね、説明させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

## ○事務局

(基本構想案の内容説明)

## ○議長

説明が終わりましたので。なかなかいきなりとは難しいと思いますが、議案第8号について、質問のある方はどうぞお願いをいたします。

## ○委員(5番)

先ず2点ほどありますけど、1点目はですね、営農類型で3営農形態は削除されましたよね、これはもう実際に該当はないからってということですか。

## ○事務局

実際154経営体の内、1経営体とかしかななくて複合経営ですので類型として残さなくても認定は出来るということで削除させていただきました。

## ○委員(5番)

それともう一点ですね、これは認定農業者の認定にあたりですね、貴重な基本構想と思いますけどですね、農地の利用集積でですね、私あの推進委員になってからずっと思っておったんですけど、先ずあの農業委員会としてはあっせんというのが、やっていただいてですね、そして登録をしていた方に出し手がおられる場合は受け手ということでですね、その方に集積をですねお願いするというようなことで今まで農業委員会はやって来られたと思いますけど、この基本構想読んでおりますとですね、結局は基本になるのは基盤法ですよ、それで基盤法ですね、規則だから省令になりますかね、あれにはですねその農地所有適格法人ですね、ああゆうところの構成員が農地をですね、購入する場合はですね、その農地法の3条ではなくてですね、この基盤法でですね、やりなさいという国の指導があっておるというような、今まで私たちがとっております農業新聞、あれにそういうふうに書いてあるわけですよ、それで私も推進委員になって当初は法人の構成員が農地を買う場合は全て、大半の方が農事組合法人としてですね利用権を設定しておりますから、実際の所有権ちゅうか利用権、耕作面積はゼロになったりしようるから、購入する時は40aを確保するためにですね、一旦契約を解除して40a自作という形をとって農地を購入してあったんですよ、で、それはおかしいんじゃないかということで今確かにですね、その改正はしていただいたようですけど、あの、農地法で購入せずにですね、基盤法での農地利用集積計画で購入されるように、購入する形にするとですね、結局は出し手の譲渡税が800万円か基礎控除がありますよね、それと受け手は登録税とか取得税も軽減されるからですね、その辺を農業委員会のあっせん登録名簿に必ずこう登録しないと購入が出来ないというような、今は形になっておるようですからね、その農地法と基盤法の整合性をですね、ちょっととっていただかないと、3条の申請とか持って来られた時になかなか私たちがこう事前確認の押印をですね、打つ時にどうしてもそういう譲渡税とか、登録税、お金が伴いますからですね、どっちに、本当は国がそういう指導をしておればですね、基盤法でいった方がいいんじゃないかなということで、お互いに、そうすると農地の流動化にもなりますからですね。その辺を農業委員会と農政課ちゅう

かですね、この基本構想を決定される時にですね、もう少し詰めていただけないだろうかと思ってですね。以上です。

○議 長

どうぞ。

○事務局

すいません、ご指摘いただきましてありがとうございます。今の内容でございますけれども、基本構想の中でいきますとですね、10ページをちょっと見ていただけたらと思います。\_\_\_\_委員がおっしゃられたところでいくと、10ページの上の方に1.で利用権設定等の促進事業に関する事項というのがありまして、(1)の下に①、そしてその下にア.の中の(ア)(イ)(ウ)(エ)とあります、(オ)、・・・(条文を説明)要はあっせん登録を受けた者が要件を満たしていれば所有権移転を受けることができるものというようなことで書いています。これを元にあっせん登録をしてもらって、基盤法での所有権移転っていうのをさせていただいているのが基本構想の中で書いている部分でございます。だからあっせんを受けずに個人が所有権を受けるというのは今のところ、個人のほうでは出来ないということです。これが私たちが運用していたところなんです。一方で、さらにおっしゃったことは11ページにあります⑤でございます。これは、基本構想の中でも既に書いておりますが、・・・(条文説明)これにより基本構想上はおっしゃるとおり出来る形になっております、それを運用の段階でこの人が適格か、この所有権移転は適当かという審議の中で、今までの筑後市農業委員会につきましては、個人の方、あっせんを受けて下さいというようなですね、農業委員会の判断として、行われてきたんじゃないかな、というふうに思っております。それをどういう運用にしていくのかというのはですね、個別具体的な案件が出てきた際に良くご審議していただいて、基本構想には載っているけれども筑後市は認めていくのかどうかという審議をしていただく必要があるのかなと思っております。今仰った内容についてはですね、この構想のなかでも一応ふれて法に基づくものについては、一応対象となるような形ではなっているところでございます。

○議 長

\_\_\_\_委員。

○委 員 (5番)

なかなか印鑑うつときにですね、やっぱりその法人の構成員であるとですね、やっ

ぱりどうしても何回も申し上げますけど、譲渡税とか登録税とかですね、取得税とかがひっかかってきますからですね。そしたらそちらの方が良いんじゃないかという、意見も当然出るはずだから、そして後でですね、やっぱりそういうことじゃ無かったんですかとか言われると責任あるしですね、やっぱりこの辺はきちんとですね、以前は確かに一旦40aなるように解約して、やってあったからそれはもうきちんと改正をしていただいたからですね、やり安くはなりましたが、よろしく願いしておきます。これは何時、基本構想、4月からと言うことですが、そういう会議はいつされるのですか。

○議長

いつから施行されるかちゅうことですか。(はい。)

○事務局

ご意見をいただいて、それから。

○委員(5番)

はい、わかりました。

○議長

他にございませんか。どうぞ。

○委員(1番)

これは、確認なんですが、6ページの組織経営体がありますよね、当然今説明があった法人関係についてはこれに該当するだろうと思います。この経営規模が借り入れ地含めて25haちゅうのが基本構想目標になっていると思いますけど、今現在でもこれに満たない組織も沢山ありますよね。そういう部分が今回、今までもそれは対応してるちゅうことと言われればそれでいいんですけど、別にこう書かれてないんですね、せっかくならそういう組織内の、80%ちゅうのは書いてあるけど満たない分については表現してないなかでどういうふうに判断してあるのか確認です。

○議長

どうぞ。

○事務局

はい。あくまでも営農類型ってことで、一応標準となるものってことで挙げさせていただいております。最終的な判断としましては5年後の所得目標ってことになりま

すので、各組織状況が違うのは分かってございますので、1ページ目に立ち戻って5年後主たる経営者1人あたり420万円っていうのが目指せるかどうかで判断をさせていただいてます。経営規模とかも全然違う中で、所得として主たる経営者が役員さんで主に担ってある方、人数は多分組織でバラバラなんですけど、所得の金額とその人数を掛けたところで1人あたりを出すと420万円を超えるところ、という目標になります。今現在の全組織、一応クリア出来るような指標には、所得にはしているつもりでございます。

○委員(1番)

すいません、良かですか。(どうぞ。)これは、組織経営体はそういう目標があったとですかね。

○事務局

あったんです。元々。

○委員(1番)

2千何百万ちゅう、これ所得ですよ。

○事務局

所得です。

○委員(1番)

先ず、ならんですよ。

○事務局

いろいろ計算をしたところで、出来るような指標にしているつもりなので。

○委員(1番)

ぜんぜんならんと思うけど。420万ち所得ですよ。売り上げじゃなかですよ、だから例えば25haここに書いてある組織経営体、水稻が15ha、麦が25ha、大豆が10haちゅう形をした時に、これでどれだけ売り上げがあって、例えば25haのやつを10人の構成員であるちすれば、1/10ですたいね。ちゅうこつを言われると、なら4200万所得としてあがらんわけですよ。ばってん、25haで4200万も所得としては絶対あがらんと思いますけど。

○事務局

あの、圃場管理料とか人数分を割り戻ししょうるです。

○委員(5番)

交付金もでしょ。

○事務局

交付金も含みます。

○事務局

組織も個人もですけども、営農類型についてはですね、1人が420万を超えれば他の方の所得は問うてないです。だから、この1枚紙のほうでいくと1経営体あたりってというのが個人のほうも削除されておりますけれども、主たる従事者1人あたり420万円ってことでしてありますが、法人の営農類型も主たる従事者1人が420万円を満たせば、構成員が10人いらっしゃろうが、その所得までは、認定する経営体としてはですね、求めているという。

○議長

平均じゃなくて、1人が足りてるといいと。

○事務局

最低1人はそれで養える人を育成して下さい、作って下さいと。経営体を維持するためには1人はそれで食える人を作りましょうというのがこの主旨であったと思いますが。

○議長

法人の中に1人これに見合う人がおれば良いっちゅうこと。

○事務局

そうですね。

○事務局

そうです。3人だったら3人分なんですけど、主たる従事者がですね。

○議長

だそうですが、\_\_\_委員。

○委員(1番)

そういうことですか。

○事務局

それを目指して貰うということになりますんで。

○委員(3番)

平均して300万とか200万ばかりやったら、400万に1人も足らんやっただらいかんっていうこと。

#### ○事務局

そうですね、生活出来ん人ばかりやったら出来ないので、成り立つ人を1人作って、それを軸に経営を構築して行って下さいといったような考え方だと思いますが。それが、2人分、3人分出来ればなお良いんですがね。面積についてはこれ、普通作で出しておりますけれども、さらにクリアするために複合経営に手を出していただいたりとかいろんな考え方でですね取り組みをしてもらってるっていうのが実態であります。

#### ○委員（1番）

そこらへん、今日はこの基本構想の協議ちゅうかね、そういう話やけん良いですけども、末端の各法人組織に説明した時にきちんと説明しとかんと、多分今までもそこまでの説明はあってないと思うとですよ。ここにも代表者いらっしゃいますけど。そういうことを本当に理解してやってあったのかちゅうと、私もちょっと知りませんでした、どこまでその主たる事業者の1人だけがクリアすれば良かとかですね、そこらへんはあの、どういう最終的な結論になるにしろ、きちんと説明をですね、農政課の方からやって欲しいと思います。

#### ○委員（3番）

それは、あれですね、私たちはですね、みんな仲良く例えば200万とか300万になりましょうち、1人だけ500万とかなったらみんな妬むわけですよ、だから私も初めて聞いたような。

#### ○事務局

イメージとしては、申告をしてもらおうと専従者給与で出している部分、みたいな払い方の分は全部出しているんで、どんどん出していただくんですけども、そのこの経営体として残す人、その人が必ず組合長であったり代表者である必要はなくて、例えば事務員を1人しっかり雇う、事務員というか専属社員1人雇えてそこに出す給与が420万ちゃんと残せる、若しくは会社の方、法人の方に420万残せる、それ以外は全部出して貰うとか、そういったようなことでも構わないんですけど、要は法人に最終的に残る、若しくはそこで働いている人が420万とれる形をつくって下さいというような。法人が成立していかないといけないので。それ以外は全部均等に行くようにとか、そういった考え方で構わないと思います。

○委員（3番）

例えば、準備金とか利益が500万とかあったら良いちゆうこと。

○事務局

そういうことですね。法人本体にちゃんと利益が残るような経営をして下さいと。それをどういうふうな支払い方で残すかっていうのは審査の時にいろいろ調整をすると思います。

○事務局

連絡協議会か何かでまたご説明をさせていただきます。

○議長

法人で残れば良いということ。

○委員（3番）

420万、赤字にならんごと残しなさいっていうことでしょ。

○事務局

基本的にはそうですね。

○事務局

所得に、役員手当なども所得に加えて良いので。いろいろちょっと精査する数字もあるんですね。

○議長

今の法人は全部それはクリアしている。

○事務局

はい、大体クリア出来ているのを試算して、設定させていただきました。

○委員（1番）

良かですか。

○議長

はいどうぞ。

○委員（1番）

今あの、米価も下がりようりますし、交付金もだんだん減っていきようるち思います。そういうなかで、この数字がですねどこまで現実に求められるかっていうのも当然出てくると思うとですよ、さっき言った交付金とかなんか減って行って、それは所

得にみられますよとかち言われても、結果的、1人あたりこの数字がクリア出来ない時は概ねで良いとやけんちゅう形ですね、基本は決まっとるばってんその8割じやい7割なるときや更新出来て、次の5年の時にやさらにそういう目標で良かち、ある意味じゃ今までもそういう形で来とるやろち思うとですよ、そこらへんがそのくらいレベルで良いのかどうかですたいね。真からここで協議しょうる割には実は概ねその7割、8割クリアしときや次の更新の時まではいいとですとち言われてしまうと、何もなかでしようが、ここで一生懸命言よったっちゃ。

○議 長

これは、こんどはこれで良いと思うばってん、何年後また見直しちゅうのはどう。

○事務局

5年後基本なんですけど、26から今令和3年なんでちょっと開いているんですけど、また5年過ぎた頃には国から県通した形で下りてくると思います。

○議 長

今度は令和8年か9年頃来るちゅうこと。

○事務局

そうですね。

○議 長

そのころが、今、\_\_\_委員が言われるように、交付金とか米価とか下がるじゃないですか。そしたらこの420万が。

○委 員（5番）

積み立てですね、あれを変更した場合なんかもあれでしょ、認定の際に申請ちゅうか、そういうことですよ。経営準備金なんかの積み立てをするじゃないですか、そして金額を変えていくですよ、あの時も申請をやり直さないかんですよ。

○事務局

機械とか買わん時はやり直してもらよう。はい。補助事業とか打たれた時は、載っとかんといかんちゅうのがあるので、計画の変更を出してもらよう。

○委 員（1番）

逆ですよ、ちゃんと計画をしとかんと準備金は使えませんよやけん、挙げ直さやんとやなかつですもんね本当は。

○議 長

どうぞ。

○委 員（13番）

420万ちゅうのは福岡県の場合じゃろと思うんですけど、他の県ではやっぱ、これは金額は違うでしょうね。

○事務局

そうですね。はい、市町村によって本当にバラバラで八女市さんは据え置いて520で行くと思います。580とか高いところもあるし、300万台の所もやっぱあります。

○議 長

何か他にありませんか。どうぞ。

○委 員（4番）

農業経営基盤強化のこれは今から先で良かばってんですね、筑後校区みたいに個人でしてある、先祖代々もつとをずっとしていきよつとがだんだん減って行って、もう売買してなんもなかごとりよつとこは、将来的にどげなふうな状況みたいですか。

筑後校区、長浜なんかはですね86世帯くらい田んぼは作りよんなはったんですよ、1町とか2町とかですね、現在は私が1町2反3畝・・・かなそれだけしょうるばってんかですね、利用権設定して、他所は2反、3反、1反くらいですよ。そういうところが新茶屋だけが今5軒と3で・・・全部で10軒しかなかわけですよ、長浜全部で、1500世帯あるとにですね、農業者が前は半分がしてあったとですよ、それが全部、矢部線跡地なんかは全部造成して個人住宅とかアパートとかいろいろ出来とつですね。また、だんだん後継者がおらんから、だんだん減ってくつですよ。そういうところの見直しはどんなふうに将来的に考えてあるかなと思うて。難しい話ばってんね。

○事務局

すいません。ちょっと返事にならないと思いますけれども、今のところの農業経営基盤強化法の関係でいきますとですね、担い手に集めて、その担い手は他産業並みの所得を得ると、他産業並みの所得を得ないと経営として継続することは難しいので、それだけ経営が出来るように農地を集積しましょうと、いうのを基本に作られています、構成されているので、そういった意味からすると先ほど営農類型とか法人とか出ましたけれども、で、貸し借りする対象とかもありましたけど、青地農地が基本にな

ってきますけども、そういったものを担い手に集めるといったようなのがこの流れです。ただ、昨今の農業新聞とかですね、一般のニュースとか見ますと、国のほうでもですね、飯食うだけが農地の担い手じゃないと、というような動きも若干みられると思います。そういった意味では5年毎で見直しとなってきますけど、私も今回ですね、担い手とはなんぞやということで、小さい農地でも作ってもらえるなら農地の保全という意味では担い手じゃないかという部分も、ちょっと書き込めないかなという話もしましたけれども、今回0.01aの所有権移転が今回出てきておりますけれども、今後そういうふうにならずつですね、動きが変わる兆しはあるんですけど、今のところ農地法と基盤法ではそういったような形にはなっていないので、随時変わり次第その流れになっていくのかなと思っております。

#### ○委員（4番）

なんか不安になってきて。分かりにつかへんですね。やっぱ将来的5年10年先は見通しの付かんめけんですね。コロナと同じこってですね。

#### ○事務局

この話と、農地水の話をする時はちょっと違う視点になってくるので、それがだんだんすり寄っていった形んとか、制度が変わっていく部分かなと思いますけど。

#### ○委員（4番）

だんだん、耕作放棄地が多くなってきよっですたい。担い手がおらっしゃれんけん。

#### ○事務局

ぼやっとではありますけど、2ページのところにですね、下からで、なお以降のところに先ほど局長が言われた、担い手と言われる方達だけじゃなくて小規模な兼業農家であるとか生きがい農業を行う高齢農家とか、いうのも役割分担を明確にしつつ、と、ぼやっとですけども、は書いております。今後の課題もあるなかで、検討していかやんことではあるかなということで、書かせていただいております。

#### ○委員（3番）

農業新聞とか読みよったら、案外この主張は大分出てくるようになって来ていますよね。

#### ○事務局

そうですね。誰が担い手かっていうところですね。なかなか難しいところかなと。

ちょっと、ここで私の方から内容についてご検討いただきたいところをお願いした

と思います。最初の方にもちらっと触れましたけれども、私どもの議案の中で農業経営基盤強化促進法の、と付くものは基本的にこれの関係になってきますが、その最たるものとして、利用権設定の分がございます。今、利用権設定についてはですね、65才以上の方は3年以上は利用権設定はダメだということで運用をさせてもらってますけど、実はこの中身についてはですね、そういったことを触れたものはございません。元々は法の中で60才過ぎたら3年以上はだめっていうのがあったんですけども、それが撤廃されて65才まで延ばして、とかいろいろ変わりつつ、筑後市はですね、65才以上は3年間というのを採ってます。それにつきまして特段触れていることが無いので、これを3年と書き込む必要があるのかどうか、それとも3年をやめても良くないかと、65歳以上でも特段必要ないんじゃないかと、というような、今のままで行くと書き込んでないので3年という縛りは必要ないという判断でも良いのかなというふうに思うところですので、これが要るか否かの分をちょっとご意見を頂戴出来たらなというのが一つ。それと、この中で22ページをお願いしたいと思います。それに絡んでですけれども、22ページに、本文の中でですね利用権設定の要件の中で別紙として書いているのがこの22ページですけれども。農用地として利用するための……、存続期間、要は利用権設定をする期間が①でして、3年、6年、農業者年金の絡みは10年というのが基本ですよ、但し、特別の事情がある場合はこの限りではないというようなことになってますので、3年6年が基本……と今までもこういう計画になっておりました。じゃあ今は実際どの辺りが多いのかということで確認しましたところ、65才以上は3年しかでけんけんから3年は非常に多うございます。あと、5年と10年が非常に多い数字になっておまして、3年と5年と10年が多いということです。それ以外はですね一桁ぐらいしか年間ありません。これは去年の1月から12月までの間ですけども。3年、5年、10年が圧倒的に多いんですけども、3年を撤廃するとなるとですね、ここの数字は5年10年が適当という数字に変わるんであれば、ほとんどが5年10年にされるのかなと思っているところです。例えば存続期間5年10年と変えて、農業者年金は削除しても良いのか今のまま3年……で行くのか、というあたりにご意見を頂戴出来たらと思ったところです。いかがでしょうか。

#### ○議 長

いま、2つ局長の方から提案がありましたけれども、利用権設定の65才の3年以

上という分と、存続期間3年を外す、5年10年にするという、皆さんご意見がありましたら。どうぞ。

○委員（15番）

良かったら3年は無くしてもらいたいと思いますけど、今までそういった年数によって何か揉め事があったですかね。なんで3年になったかとか。そこんにきが無かったら3年にする必要は無いと思うんですけど。

○事務局

3年に限るとしているのは65才以上の方でして、トラブルというのは無いんですけども、ご家族の方の名前でしか借りれないと、長い期間はですね、若しくは3年間をずっと更新される、といったことで対応していただいている状況です。

○委員（10番）

中間管理機構には5年とか10年とか。

○事務局

そうです。中間管理事業を使ってですね、した分についてはこの辺りの年数は適用されていないところです。

○委員（1番）

されていないっちゃうことは、ないっちゃうこと、中間管理機構を介する場合は。

○事務局

中間管理機構を使う場合は年数、年齢的な要件は無いです。

○委員（5番）

3年というのは筑後市バージョンということでしょう。

○事務局

そうです。

○委員（15番）

田んなかの枚数の多いとしょっちゃう行っとかやんけん。良かったら3年は撤廃して・・・。

○委員（1番）

良かですか。（どうぞ。）下の方に通常の栽培期間から見て・・・できる、とこの文面が生きるんであれば別に年数をあえてする必要は無いのかなち私は思います。この部

分が無くなるちするならば、例えば短い年数のところも無いとですね、例えば法人関係で5年しとったらもう作り手がないけん誰も法人構成員にいない、ぼってん契約は5年で作り手がないけん返すちゅうたっちゃ逆に貸し手の人は5年はそれしとるとやけん5年間は最低してもらわないかんちゅう部分もありますんでですね。下のこの特例ちゅうかそういう文面は生きるんであれば、例えばうちの法人な3年でしかせんとかちゅう形でできる訳ですけど、なくなってしまうと5年以上スタートちなつたときにちょっと困るちゅう部分があるんでですね。下のこの特例の文面が生きるんであれば別にいらんち思うんですけど。そこらへんはどうなりますかね。(どうぞ。)

#### ○事務局

案はもうこれですので、特例が入っているのが案です。で、これに対して私が投げかけさせていただいたのは3年6年を5年10年に切り替えるっていうのも検討して下さいってことだけですので、特例の方は今の案では付いているということです。で、要は利用権設定の時に、ここで皆様方に3年6年農業者年金10年ということを決めていただいたということであれば、毎回利用権設定を何年されますとかいったときに、5年とか10年の方は特別な事情をご説明する必要があります。私たちとしては。何でこの人5年なの、10年なのっていうふうに説明せやんごとなるんですけど、その方達が件数としては年間で圧倒的に多い人たちになると、実際は、だから例えば今3年は65才は3年と言っていますんで122件、年間あるんですけどもその次に多いのが10年の115件、その次に多いのが5年の98件、それ以外で次に多いのは1年の9件、あと一桁になってきます。ということで3年5年10年が圧倒的に多いのに65才以上3年を撤廃するとしたら、3年はほとんど無くなるでしょうから、ちゅうかかなり少なくなるでしょうから、5年10年が多くなるでしょうけれども、但し他の年数は特別な事情を勘案して出来ないことはないっていうのは、そうなので、理由を聞かやん件数が5年10年だったらもう承認期間なので聞かなくても良いような中身になるんじゃないかなということでございます。

#### ○委員(1番)

良かですか。(どうぞ。)ですから、特別の事情ちゅう部分がですね、今言うように例えば法人あたりでもう高齢化で5年先はこれは・・ばいち、極端に言い出したら、1年越したっちゃ良かけん更新しとかんと断らやん可能性があるちゅうふうな意見が出た時に、いやもうそういう契約期間は無いですよちゅう、そういうのが特例として

認められるかどうかですよね。それは協議やけんここでは回答出来ませんと言われれば非常に難しいわけですし、そうなってくると短い年数も私は法人の立場からするとですね、そういう部分は必要なのかなち思うとですよ。そういう事情は当然後継者がいないちゅうことであれば特例の特別な事情として認められるんじゃないかちゅうことであればですね、別にあの問題ないと思うんですけど、やっぱり決めてしまうとそれば守らないかんやなかですか。そうするとこれは何で特別、おらんとやけん認めて良からうもんち言うたっちゃ通らんことにはだめだちなると非常に困るんです。それからすると、無くなってしまうと。そういうのが特別の事情として認められないならば、3年ぐらいちゅうのは最低でも私は残しておいて欲しいち思います。(どうぞ。)

#### ○委員(15番)

今の意見ば聞いたら、あの、別に5年になっても自分はあと3年しかしきらんち思うなら3年の契約でも良かつちやろもん。

#### ○事務局

はい、今のところ否決された利用権設定はないというふうに思います、年数でいけばあらゆる年数の申請が出てますけどですね。4年半とか1年満たない部分含めまして全部承認されているものと思います。今書いてある中身自体は今と全く同じ中身です。それで審議された結果が今のところこういったことでの否決はないと。

#### ○委員(4番)

なら、筑後校区んごつ高齢者の人ばかりのとは、ちょっと私が利用権設定ばしとるとするですよ、それは相手方が、貸し手のほうがですねもう父ちゃんな具合が悪くなってどんこんでけんで、息子に譲るけんで対応してくれんのちゅうたら、例えば3年にしたっちゃ途中でそういうのは要望があつたら対応しますちゅうてから半年ぐらいは・・・して戻さるっでしょうが、けん理由はそういうなふうなお父さんが具合の悪うなって息子に譲るけんちゅうて、そういう理由で返すちゅうけども、3年5年6年とかあるけども、その分はさっき言われたように特例であるから、その状態でいっただいてそのままの状態で良うはなかですか。3年は消さんで。いつでも戻したりまた借り受けでくっでしょうが、ばってんほら経営してあるところについては5年10年いろんなあれがあるけんで、その状況で特例として現況のままで良うはなかですか。3年場ば消さんでちや。

## ○議 長

特別な事情があると認められる場合は残せば3年ばのかす必要はなかつやろっちゅうこと。

## ○事務局

はい、3年があっても構わないんですけど、農業者年金の時は10年で、後は3年6年が基準になってるんですけども、基準は5年10年でも良いのかなと思った部分です。他の年数がだめっていう話では無い、ただ件数はかなり少なくなるというふうにしてまして、実態からすると大半が5年10年になるのかなと、そうするとわざわざ農業者年金が10年というのを書く必要もなくなってきましたし、ということです。それと65才以上3年というのを残すか残さないかという部分ですね。今のままで行くと3月の総会の時には私どもは、利用権設定65才3年と言っていましたけれどもこれは基本構想に無いので無くしましょうという提案をさせていただくことになろうかなと思います。そうなってくると利用権設定の申請書の65才以上は3年ですよち買いとったところですね、基本は何年、何年です、それ以外は理由ば書いて下さいちゅう欄ば作ろうと思っています。だから基本何年何年が5年10年なのか3年5年10年なのか3年6年なのか、という部分になろうかと思っています。それ以外がだめと言うわけじゃなくて、それ以外は理由ば書いて下さいっていう欄が出てくるのかなという事です。

## ○委 員（1番）

私の言ったことは取り下げてもらうて。結局1年でん2年でん法人の都合でどげんでん設定さるつとやけんですね。

## ○議 長

良かですよ。

短か場合も良かちゅうこと。

## ○事務局

はい。理由を書いて貰う年数、なるべく一番多かつは書かんで良かごつしたい、それだけです。

## ○委 員（7番）

3年が出来ないちゅうことじゃなくて、理由をちゃんと書けばそれでいいということですよ。

○事務局

そういうことです。

○議長

問題なかやん。なら、3年は外したっちゃ。ならそういうことで良かですかね。別に問題ないそうですので。(はい。)(なら、まとめ、最終的に結論は。)

○事務局

じゃあ、すいません、私からですね。意見のなかの一つとしましてでございますけれども、利用権設定をする場合の存続期間については、3年・6年、農業者年金制度関連の場合は10年、を改めて、存続期間は5年、若しくは10年とするのが、基本としたほうが好ましい、という、そこだけの、あとの部分についてはそもそも特別を認めるとなっているのでそのままです。そういったような意見をつけてあとは承認します、っていうような回答になろうかと思います。(わかりました。)

○議長

皆さんそれで良かですかね。(はい。)

では改めて、今の件について承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

本日の案件は、これで全て終了いたしました。

これをもちまして第20回農業委員会を閉会いたします。

午後3時18分 閉会